

中国における特許出願事務ガイドブック改訂（後編）

北京銀龍知識産権代理有限公司
(Dragon Intellectual Property Law Firm)

任 向然
市場本部 日本部



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の認可を受け設立された代理機構である。任は、2012年に北京銀龍に入社し、国家知識産権局に対する手続面に関する豊富な知識を有し、また、中国人民大学の法学修士号を有している。現在、市場本部において、日本の企業、特許事務所への中国知財に関する手続面のサポートの責任者を担当している。

【概要】

特許（実用新案、意匠含む）出願事務ガイドブックである「専利出願の受理と審査事務ガイド（専利申請受理和審批弁事指南）」は、2019年10月に公表されて利用が開始された比較的新しいガイドブックである。2021年6月に改訂版が公表された。本稿では、2021年版のガイドブック（以下「新版ガイドブック」という）について解説する。後編では、外国との関連合意における変化（ガイドブック第21部、第22部）、費用の減額請求の承認の簡素化（ガイドブック第3部）、権利の回復請求の承認要件の明確化（ガイドブック第5部）、財産保全の執行に対する協力（ガイドブック第25部）について解説する。

なお、法律・法規の改正に起因する改訂（ガイドブック第1部、第10部、第12部、第24部、第7部）については前編（URLが決まったら追記）で解説する。

【詳細及び留意点】

「新版ガイドブック」の目次および法律・法規の改正に起因する改訂については、「中国における特許出願事務ガイドブック改訂（前編）」をご覧ください。

2. 外国との関連合意における変化

（1）優先権の電子交換に関する改訂

韓国側の優先権業務移転統合計画のため、国家知識産権局第196号公告に係る二国間交換ルートによる双方優先権電子データ取得サービスが2021年1月1日から停止され、中韓二国間優先権電子データ交換業務がWIPO DASプラットフォームに切り替えられた。現在、二国間優先権電子交換は中欧だけである。

これに対応して、旧版ガイドブックの第 21 部のタイトル「二国間の優先権の電子データ交換」が、新版ガイドブックでは「中欧の優先権の電子交換」に変更され、かつ『国家知識産権局第 196 号公告（中韓優先権文書電子交換サービスの実施に関する公告）』に関する内容が削除された。

（2） PPH 申請の承認に関する改訂

新版ガイドブックにおける「第 22 部 PPH 申請の承認」の法律根拠において、「27.中国国家知識産権局（CNIPA）とノルウェー工業産権局（NIPO）とが締結した『中国-ノルウェー専利審査ハイウェイ（PPH）パイロットプロジェクト下で中国国家知識産権局（CNIPA）に PPH 請求を提出するプロセス』、28.中国国家知識産権局（CNIPA）とサウジアラビア知識産権局（SAIP）とが締結した『中国-サウジアラビア専利審査ハイウェイ（PPH）パイロットプロジェクト下で中国国家知識産権局（CNIPA）に PPH 請求を提出するプロセス』」が追加された。

以上の新たな追加内容は、2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの中国-ノルウェー PPH パイロットプロジェクトと、2020 年 11 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日までの中国-サウジアラビア PPH パイロットプロジェクトとに対応するものである。なお、期間については必要に応じて延長される。

3. 費用の減額請求の承認の簡素化

「第 3 部 費用の減額請求の承認」における基本的なプロセスを簡素化し、旧版ガイドブックにおける「専利事務サービスシステムを通じて記録請求を提出する」と「証明書類を指定機関に提出する」（図 1）を、新版ガイドブックでは「専利事務サービスシステムを通じて記録請求を提出し、証明資料をアップロードする」（図 2）に統合し、これにより、記録請求と証明書類の提出のいずれも、専利事務サービスシステムを通じて行うことができ、プロセスがより簡易、便利となる。

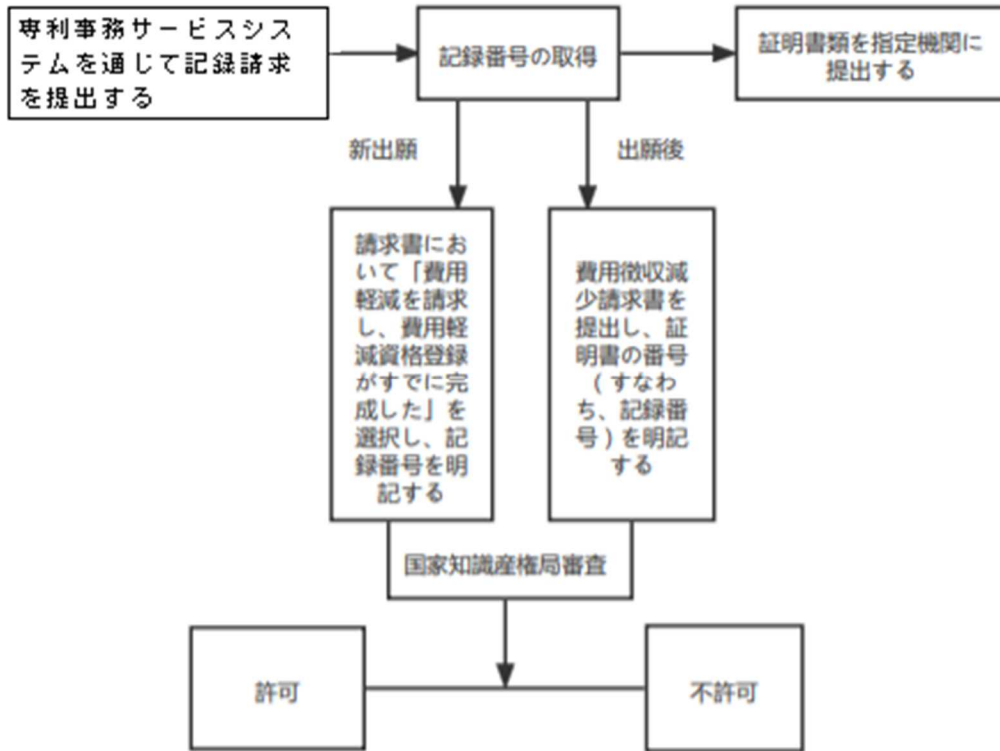


図 1：旧版ガイドブック

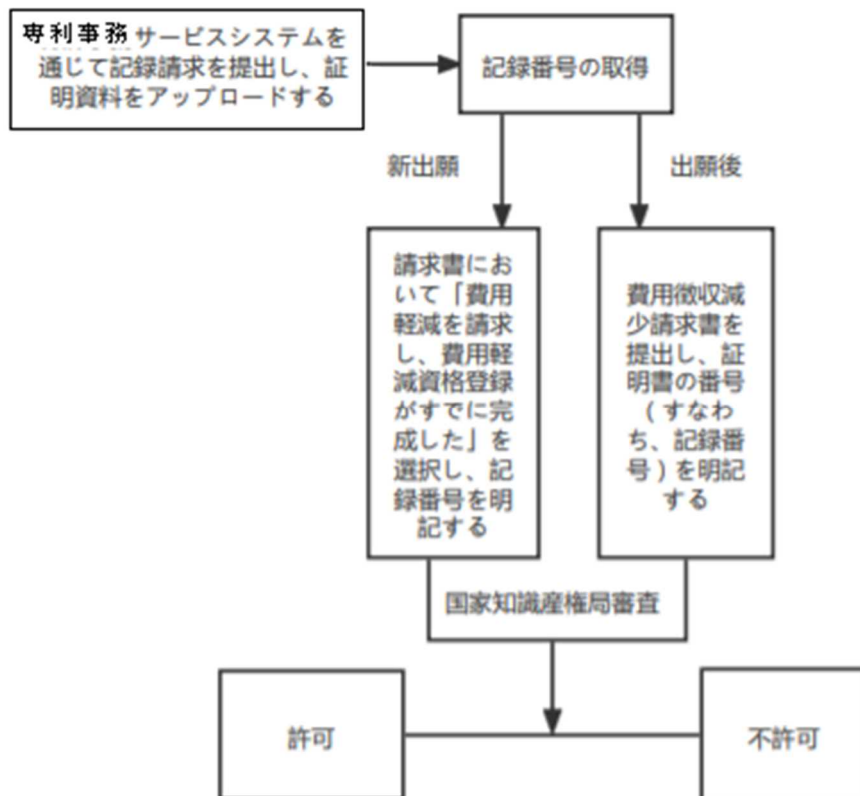


図 2：新版ガイドブック

4. 権利の回復請求の承認要件の明確化

新版ガイドブックでは、「第 5 部 権利の回復請求の承認」における取り扱い要件がより明確化されている。

具体的には、次のように明確化された。

- 「権利の回復を請求する場合は、権利回復請求書を提出し、理由を説明し、必要な場合に関連証明書類を添付しなければならない。」
- 「当事者が復審権利の回復を請求する場合は、復審手続き権利回復請求書を提出しなければならない。」
- 専利法実施細則第六条第一項に規定された不可抗力事由は、「予見できない、避けられない、克服できない客観的状況、例えば、地震、水害、戦争などを指す。」
- 専利法実施細則第六条第二項に規定された正当な理由は、「不可抗力事由以外の他の合理的な理由を指し、主観的な努力によって克服し難い、または阻止できないすべての場合を含む。例えば、当事者が海外に出張する、当事者が通知書を受け取っていない、当事者が重病中である、法人が合併または分解の段階にあるなど。」
- 「中国に常居所や営業所を持たない外国人、外国企業、またはその他の外国組織が回復手続を行う場合、権利回復請求書は専利代理機構が捺印しなければならない。」
- 回復手続きの処理期限について、「当事者は、専利法実施細則第六条第一項の規定により権利の回復を請求すれば、障害がすでに解消された場合、障害が解消された日から 2 か月以内に回復手続きをしなければならない。障害が解消されていない場合、遅くとも遅延された期限満了の日から 2 年以内に回復手続きをしなければならない。当事者が専利法実施細則第六条第二項の規定により権利の回復を請求する場合、国家知識産権局からの処分決定を受け取った日から 2 か月以内に回復手続きをしなければならない。」

上記改訂により、ガイドブックの内容がより明確になり、利便性がより高まった。

また、新版ガイドブックは、国家知識産権局が 2018 年 6 月 15 日に作成した『專利費用の一部の徴収停止と調整に関する公告』に規定されている「2018 年 8 月 1 日から…專利費用（国内部分）のうちの專利登録料、公告印刷費、履歴事項変更費…の徴収停止」に基づき、「第 5 部 権利の回復請求の承認」における取扱い条件について、「登録手続通知書に明記された金額に従って、初年度年金、登録料、印紙税を全額で納付する」が「登録手続をする通知書に明記された金額に従って、年金および印紙税を全額で納付する」に改訂された。

上記改訂の目的は、権利者の経済的負担を軽減することにある。

5. 「第 25 部 財産保全の執行に対する協力」の追加

人民法院の要求に応じて財産保全の執行に協力することについては、これまで明確で具体的な規定がなく、「国家知識産権局の『專利出願権財産保全の執行に協力する裁定に対する意見を求める書簡』に対する中華人民共和国最高人民法院の回答意見」（2001 年 10 月 25 日）、「国家知識産権局の、專利出願権財産保全の執行に協力する裁定に対する規定」（国家知識産権局公告第 79 号）（2001 年 11 月 26 日）、「專利法実施細則」（国务院令第 306 号）などの規範的書類または法規中に散見されるだけであった。

しかしながら、新版ガイドブックでは、「第 25 部 財産保全の執行協力」が追加され、財産保全の執行に協力するという人民法院の要求における、法律根拠、取り扱い要件、審査認可結果、保全期限、保全の終了および保全順番などについて、詳しく規定されており、実際に財産保全の執行に協力する際の明確な指針を提供している。

【出典】

『專利申請受理和审批办事指南』（2021 改訂版）

<https://www.cnipa.gov.cn/attach/0/fabc1696f5674a7c84681a9556f15a85.pdf>

『国家知識産権局の、中韓優先権書類の電子交換業務が二国間プラットフォームから WIPO DAS プラットフォームに移転することについての公告（第 392 号）』

<http://cponline.cnipa.gov.cn/notify/5456.jhtml>

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/15/art_74_155624.html

『中国-ノルウェー専利審査ハイウェイ（PPH）パイロットプロジェクト下で中国
国家知識産権局（CNIPA）に PPH 請求を提出するプロセス』

<https://www.cnipa.gov.cn/2020-03/20200320163201354281.pdf>

『中国-サウジアラビア専利審査ハイウェイ（PPH）パイロットプロジェクト下で
中国国家知識産権局（CNIPA）に PPH 請求を提出するプロセス』

[https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E9%99%84%E4%BB%B6%20%E3%80%8A%E5%9C%A8%E4%B8%AD%E6%B2%99%E4%B8%93%E5%88%A9%E5%AE%A1%E6%9F%A5%E9%AB%98%E9%80%9F%E8%B7%AF%EF%BC%88PPH%EF%BC%89%E8%AF%95%E7%82%B9%E9%A1%B9%E7%9B%AE%E4%B8%8B%E5%90%91%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E5%B1%80%EF%BC%88CNIPA%EF%BC%89%E6%8F%90%E5%87%BAPPH%E8%AF%B7%E6%B1%82%E7%9A%84%E6%B5%81%E7%A8%8B%E3%80%8B%EF%BC%88%E4%B8%AD%E6%96%87%EF%BC%89.pdf&filename=2](https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E9%99%84%E4%BB%B6%20%E3%80%8A%E5%9C%A8%E4%B8%AD%E6%B2%99%E4%B8%93%E5%88%A9%E5%AE%A1%E6%9F%A5%E9%AB%98%E9%80%9F%E8%B7%AF%EF%BC%88PPH%EF%BC%89%E8%AF%95%E7%82%B9%E9%A1%B9%E7%9B%AE%E4%B8%8B%E5%90%91%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E5%B1%80%EF%BC%88CNIPA%EF%BC%89%E6%8F%90%E5%87%BAPPH%E8%AF%B7%E6%B1%82%E7%9A%84%E6%B5%81%E7%A8%8B%E3%80%8B%EF%BC%88%E4%B8%AD%E6%96%87%EF%BC%89.pdf&filename=29275bc66192429bbb4390e4fa6745c7.pdf)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2018/6/15/art_527_147400.html

『専利費用の一部の徴収停止と調整に関する公告』

https://www.cnipa.gov.cn/art/2018/6/15/art_527_147400.html

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)